

由利本荘市林材業機械修繕事業費補助金交付要綱

令和 3 年 7 月 1 日
改正 令和 4 年 3 月 3 1 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、森林資源の循環利用の推進及び担い手の確保を図るため、森林整備及び製材に関わる林業事業体並びに木材加工業者等が、経年劣化等により所有する林材業機械を修繕する場合に必要な経費に対して補助を行うことを目的とする。

2 この補助金の交付に関しては、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 53 号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成 17 年由利本荘市規則第 40 号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する規則（平成 17 年由利本荘市規則第 41 号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業者）

第 2 条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当し、由利本荘市管内に事業所若しくは営業所を有する林業事業体等とし、市長が認めた者とする。

- （１）由利本荘市森林経営管理制度推進交付金事業を実施する林業事業体等
- （２）市産材を含む秋田県産材（年間原木材積 1000 m³ 以上）の製材を行っている木材加工業者等

（補助対象事業）

第 3 条 補助対象事業は、前条に規定する者が所有する林材業機械の修繕に要する経費とする。

2 対象物件は、次に掲げるもののほか、市長が認めるものとする。

- （１）高性能林業機械
- （２）製材機械
- （３）乾燥機械
- （４）皮剥機械

（補助対象経費）

第 4 条 補助対象経費は、前条第 2 項に掲げる物件の 1 台 8 0 万円以上の修繕に要する経費とし、税（消費税及び地方消費税をいう。）は含まないものとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、補助限度額は

1 林業事業体等あたり150万円を上限とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、予算の範囲内で市長の定めた額とする。

(補助金の申請等の手続)

第6条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによる。

2 補助金の交付額に変更がない場合は、変更申請の手続きは必要ないものとする。

(補助事業の実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、令和7年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。